

Fine Food & Sake HIROSHIMA 2026

食品・酒類輸出商談会 募集要項

■日時:2026年2月4日(水)、5日(木)

■商談形式:対面式

■参加費無料

■主催:広島市、呉市、ジェトロ広島

■協力:(公財)ひろしま産業振興機構

2025年 11月20日(木) 17:00 🗸 切

Fine Food & Sake HIROSHIMA 2026

食品・酒類輸出商談会

日時	2026年2月4日(水)、5日(木) ※事前に事業者とバイヤーのマッチングを行い、商談日時の調整を行います。 ※事前商談マッチングの結果およびスケジュールについては、確定次第ご連絡します。 ※残念ながらバイヤーとマッチングしなかった場合、商談設定が出来かねますのでご了承ください。
開催形式・会場	対面式商談会@広島市内会議場等(検討中)
参加対象 ※本年度から対象 となる条件が変更 となりましたので ご留意ください。	広島広域都市圏に所在するの食品(加工食品、飲料等)、酒類等の輸出を希望する企業・団体 ※広島広域都市圏:広島県広島市・呉市・竹原市・三原市・三次市・大竹市・ 東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市・府中町・海田町・熊野町・坂町 ・安芸太田町・北広島町・大崎上島町・世羅町、山口県岩国市・柳井市・周防 大島町・和木町・上関町・田布施町・平生町、島根県浜田市・出雲市・益田町 ・飯南町・川本町・美郷町、邑南町、吉賀町) ※各国の規制により輸出ができない商品は対象外です。
商談予定 バイヤー	香港・韓国・国内商社 ※現地の状況により招聘国を変更する場合がございます。
参加費	無料
募集定員	40社・団体程度
申込方法	【STEP1 イベント登録】 下記ウェブサイトからイベント登録をお願いします。 https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0080467B ※本案内4~5ペ ジにある お申込み下さい。 【STEP2 商品情報登録】 STEP1の完了後に送付されるメールをご確認ください。
申込期限	11月20日(木)17時00分 ※上記申込方法の【STEP1】の〆切です。
お問合せ先	Fine Food & Sake HIROSHIMA 事務局 ジェトロ広島(担当:大岩、豊嶋) E-mail: <u>hir@jetro.go.jp</u> TEL:082-535-2511 FAX:082-535-2516

Fine Food & Sake HIROSHIMA 2026

食品・酒類輸出商談会

オンライン説明会・セミナー

概要	本商談会(以下FFSH)においては、Japan StreetというJETRO登録バイヤー専用のオンラインカタログサイトを利用して商談組成を行います。本カタログサイトに企業情報及び商品情報を登録すると、JETRO登録バイヤーのみが閲覧できるカタログサイトに掲載されます。商談組成確立を少しでも上げるためには、必要情報を分かりやすくしたり、見栄えがよい写真や動画を掲載し、よりバイヤーの目に留まりやすい工夫が重要です。本説明会では、FFSH自体の説明とともにJapan Streetの登録方法や活用の仕方(商談組成の確率を上げる工夫等)を分かりやすく説明させていただきます。Japan StreetはFFSHに参加するバイヤーに限らず、JETROに登録している全世界のバイヤーの目に留まる可能性がありますので、本セミナーでコッをつかんで、効率的に海外展開していきましょう!
日時	2025年11月13日(木)13:30~14:45
開催形式	Zoomウェビナー形式
参加対象	本事業に参加意向がある企業、ジェトロのオンラインカタログサイトJapan Street事業に関心がある企業
プログラム (予定)	 ・13:30~13:45「Fine Food & Sake HIROSHIMA 2026」のご案内 ・13:45~14:15「Japan Street活用セミナー」 ・14:15~14:30 ジェトロ広島施策紹介 ・14:30~14:45 質疑応答 ※本事業に初めて参加いただく事業者におかれては可能な限りすべて出席していただければと思います。
参加費	無料
申込方法	下記ウェブサイトの参加申込みページで必要事項を入力の上、受講者ごとにお申込みください。 https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0080587E ★こちらは説明会・セミナーの申込フォームとなりますので、商談会の申込は前ページの申込フォームから別途お申込み下さい。
申込期限	11月12日(水)15時00分
お問合せ先	Fine Food & Sake HIROSHIMA 事務局 ジェトロ広島(担当:大岩、豊嶋) E-mail: <u>hir@jetro.go.jp</u> TEL:082-535-2511 FAX:082-535-2516

応募条件、留意事項、免責事項

次に挙げる条件をすべて満たしている必要があります。

- 1.日本産農林水産品の輸出に意欲のある国内事業者【農林漁業者、農業法人、食品加工 業者、流通(輸出)事業者等】であること。
- 2.日本産の農林水産物(生鮮品)、または日本産原材料を使用した加工品、日本国内 で生産された他国産原材料を使用した加工品であること。
- 3.主催者HP等において本事業に参加する事業者として公表(企業名)されることに同意していただけること。
- 4.ジェトロが商談成果の把握のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご協力いただけること。

応募条件

- ※商社等を介しての間接輸出をご希望される場合、海外バイヤーに提示する諸条件等について、事前に商社等と打ち合わせを行った上でご参加ください。なお、日本との取引を仲介するため、海外バイヤー側で指定の商社・代理店等が同席することもありますのでご了承ください。
- ※商社·貿易会社を通じた間接貿易をご希望の方で、これまで特定のルートをお持ちでない事業者様につきましては、ジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リスト

(https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list/) をご参照ください。同リストでは、日本産農水産物・食品の輸出経験がある商社 約200社が登録されています(担当者の連絡先の記載あり)。取引条件等につきましては、直接交渉いただきたくお願いします。なお、ジェトロとしてお取引を保証するものではありません。あらかじめご了承ください。

- ① 本案内に定めのない事項に関しては、ジェトロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承ください。
- ② 「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効にすると同時に、本商談会へのご参加をお断りします。
- ③ 参加申込をした企業及びその役員が違法な行為または違法ではないが著しく不正な 行為を行った疑いが明らかとなり、商談会に参加することがジェトロの信用を毀損す る恐れがある場合は、参加をお断りする場合があります。
- 4 商談スケジュール確定後であっても、バイヤー側の都合により商談がキャンセル・ 別日に変更になる可能性がございます。

留意事項 (次項に 続く)

- ⑤ 相応の理由なしに参加をキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮される場合があります。
- ⑥ 本イベントによりバイヤー又はジェトロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
- ⑦ 本イベントの内容に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部(以下本コンテンツ」といいます。)に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者(以下「著作権者」といいます。)に帰属します。
- ⑧ 本コンテンツを、ジェトロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。

留意事項(続き)

- ⑨ お客様は、ジェトロが本イベントの成果(お客様に関する成果を含みます。) 又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表することに承諾するものとし、これに関し、何らかの人格権も行使しないものとします。
- ⑩ 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- ① 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。
- ① 本イベントにおいて、商談相手又はジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し、一切の責任を負わないものとします。
- ② ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの提供日時、内容を変更し、本イベントサービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の参加を中止させることができます。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- (1)天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その 他の不可抗力事由が生じたとき。
- (2)正当な理由の有無にかかわらず、バイヤーが本商談の全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき。
- (3)利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
- (3)利用来けがったれるなど、の各様の状況が支化したとで。 (4)前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に
- (5) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。
- (6) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
- (7)前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。
- ③ 商談会期中およびその前後を通じて発生したいかなる損害についても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。
- ④ ジェトロは、本イベントの参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本イベントの実施に利用するとともに、関連事業の実施、ジェトロからの連絡のために利用することができます。また、ジェトロは、当該情報のうち、企業情報と商品情報の一部については、ジェトロのアレンジする商談相手に提示するために利用します。
- ⑤ 感染症拡大等により、バイヤーの商談会参加が難しくなった場合、ジェトロは 一部内容を変更・中止する可能性があります。その際上記免責規程 ② のとおり、 参加者が負担した経費をジェトロが補填することはできかねます。

免責事項

違反したとき。